

前回受審結果（令和 4 年度受審）を踏まえた改善状況について

（１）児童相談所職員の更なる専門性向上及び業務効率化について

職員の経験不足やアセスメント力の向上に向けた対策として、計画的な人材育成研修を行ってきた。

令和 4 年 2 月に策定した「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」に基づき着実に推進できるよう、研修を所掌する支援調整担当を中心に、所内の研修委員会において、個人、組織としての課題の抽出、研修の企画・実施等職員が主体的に研修に取り組んでいる。

令和 5～6 年度は、「解決志向アプローチ」「CARE プログラム」「プレゼンテーション研修」「包括的なアセスメントの理解」「児童福祉司の基礎」等経験年数等に応じて、個人スキルの向上に資する研修を中心に実施した。

また、令和 6～7 年度は、「保護者支援プログラム（アセスメントと効果的な導入の方法）」「SV 研修」「事例検討（他職種連携）」等職層等にも考慮しながら組織の中で求められるスキルの向上に資する研修を中心に実施した。

併せて、職員の業務負担を軽減するため、児童虐待対応モバイルシステムや電話対応支援システムの導入など業務の一部 ICT 化を通して、業務効率化に向けた取組みを推進してきた。

（２）子ども家庭支援センターとの更なる連携について

合同会議など既存の会議体を活用しながら相互理解を深めていくほか、令和 6 年度から実施している児童相談所職員と子ども家庭支援センター職員間の交換研修により、それぞれの視点に基づいたケースワークを実際に経験するなど、連携強化に向けた取組みを行っている。

加えて、令和 8 年度においては、「子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用」について、双方にとってより効果的で効率的な運用の実現に向け、手引きの改訂に向けた検討を行う。

（３）子どもの権利に対する認識の向上について

子どもの権利擁護にかかる周知については、担当福祉司より社会的養護の元で暮らす子どもに対し、措置入所等の際にこどもの権利ノートを年齢や発達状況に応じて丁寧に説明を行うことを徹底するほか、施設訪問時に定期的に再周知を行っている。

また、令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法に基づき援助方針を決定する際に、子どもから意見聴取等措置を行うことが義務付けられたことに伴い、児童相談所職員一人ひとりが意見聴取等措置を漏れなく実施できるよう、チェックリストを導入し、その使用を徹底している。

加えて、一時保護中の児童や施設、里親へ措置されている児童を対象に、意見表明等支援事業を実施するほか、子ども本人から児童福祉審議会への申立て及び調査員制度の構築など、児童が声を上げやすい環境整備に努めている。

（４）社会的養護の受け皿の拡充について

社会的養護の受け皿の拡充については、社会的養育推進計画（中間見直し）に基づき、里親支援センターを令和７年４月に設置し、里親支援を継続して安定的に実施しつつ、里親登録数を増やす取り組みを進めている。また、乳幼児短期緊急里親モデル事業を実施し、乳幼児の家庭養育推進のための体制強化を図っている。

併せて、児童養護施設等を都区間で広域利用している状況を踏まえ、子ども一人ひとりの特性や状況に合った施設に入所できるよう、都外施設への入所調整を継続して実施している。